



Japan Center for a Sustainable Environment and Society

「環境・持続社会」研究センター

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2 階

Tel: +81-3/3447-9585/9515 Fax: +81-3/3447-9383

E-mail: kishida@jacses.org / jacses@jacses.org URL: www.jacses.org

2004 年 11 月 18 日

外務省経済協力局
開発計画課長

岡庭 建 様

政府開発援助(ODA)中期政策(案)(11.8)に対する意見書

2004 年 11 月 8 日に出された ODA 中期政策案に対し、特に ODA 案件形成・審査・実施における環境・社会配慮の強化の観点から、以下の点を要請する。

I. 途上国住民の参加の重要性について

これまで日本の ODA プロジェクトにおいて、負の影響を被ってきた途上国住民が存在する事例は多い。これは途上国住民との国際的な信頼関係を損なうものであり、こうした事態を未然に防ぐため、プロジェクトにより影響を被る人々による住民参加の重要性ならびにこれに対する措置が、明確に記されてしかるべきである。しかし、現在の中期政策案にはまったく言及されていない。

また中期政策案では「人間の安全保障」に重点が置かれているが、「一人一人の人間を中心に据えて」とあるものの、プロジェクトにより被害を受けるかもしれない立場にある、もっとも脆弱な層への視点が含まれていない。

したがって、以下の点を中期政策に明記するべきである。

提言 1 . ODA の案件形成、案件実施、モニタリング・評価の過程において、プロジェクトによりもっとも影響を受ける人々、特に、最も脆弱な人々を中心に据えた住民参加の確保がなされること。

II . 環境・社会配慮の十分な確保について

中期政策案では「効率性」が強調されているが、むしろ効率性を求めて案件形成プロセスを急ぐあまりに環境・社会配慮が疎かになることは、かえって地域での環境・社会問題を引き起こしかねず、問題発生後はその対処に時間がとられることや、信頼関係が損なわれることから、中長期的には効率性にも寄与しない場合があり、援助効果という点でも非常に問題だ。

また現地機能強化については、途上国住民に大きな負の影響をもたらさず、効果的な援助を実施する

ためには、現地で問題が生じていないかどうかをチェックできる環境・社会配慮に関する専門性を有する人を設置することが必須である。

しかし、中期政策案では現地機能強化に向けて、「現地の政治・経済・社会情勢に通じた人材」活用と「適切な人員配置」の外部人材としてコンサルタントのみを挙げており、視点が偏っていると考えられる。

したがって、以下の点を中期政策に明記するべきである。

提言 2 . 「 4 . 効率的・効果的な援助の実施」は、「 4 . 効果的・効率的な援助の実施」と改めるべきである。

提言 3 . 途上国の住民に大きな負の影響をもたらさず、効果的な援助を実施するためには、現地で問題が生じていないかどうかをチェックできる環境・社会配慮に関する専門性を有する人を設置することが必須である。

III . 情報公開の強化について

「 4 . 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について」(ト)では、タイトルが「情報公開と広報」と書いてあるが、内容は「広報」のこししか記していない。この二つは大きく違う。

広報は、その団体（この場合日本政府）がその情報を利害関係者に提供することによって自らの価値を高める行為である。しかし、情報公開とは情報開示請求権（現行法では知る権利は明記されていない）と情報開示義務によって成り立つ権利義務関係である。したがって、情報公開と広報は別々の項目を設けるべきである。

ODA 関連の情報公開は行政機関の情報公開法及び独立行政法人の情報公開法によって法的に権利義務関係を確定し、その不開示決定に意義がある場合は、行政不服審査法のもとの内閣府情報公開審査会の審査や、行政事件訴訟法のもとで裁判所に訴えをおこすことができる。また、法律以外の制度として、JBIC や JICA、外務省無償資金協力の案件においては環境・社会配慮ガイドライン等において公開を求められている文書もある。

プロジェクトの環境・社会影響を早期段階で未然に防止し、住民参加型のプロジェクトを形成するためには、以下のような取り組みが不可欠であると考えられる。

したがって、以下の三点を中期政策に明記するべきである。

提言 4 . 国別援助計画策定に際し、早期段階から現地国政府のみならず、現地国の市民に対しても理解可能な適切な言語でドラフトを公開し、完成後も同様の言語でウェブサイト等で公開すること。

提言5．プロジェクトの早期段階において、そのプロジェクトの環境・社会配慮に関する文書（プロジェクト概要文書、環境影響評価報告書、住民移転計画書、先住民計画書等）を影響を受けるコミュニティが理解可能な適切な言語で公開すること。

提言6．日本政府及びJBIC、JICAの情報公開に関する制度及び不服申し立て手続きの方法を現地国の市民に対しても理解可能な適切な言語でウェブサイト・パンフレット等で説明すること。

以上

CC. ODA 総合戦略会議議長議長

川口順子 外務大臣 様

ODA 総合戦略会議議長議長代理

渡辺利夫 様

ODA 総合戦略会議 中期政策論点整理タスクフォース主査

草野 厚 様